

連続落選者の優遇抽選に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市営住宅条例第9条第3項に基づき、市営住宅一般募集に係る、連続落選者の抽選方法について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 連続落選者 年6回募集する市営住宅の一般募集に1回以上申込みをし、当選できなかった者をいう。
- (2) 優遇抽選 連続落選年度数に応じて、抽選口数が1年に1個ずつ増加することにより、当選確率を高める抽選方法をいう。

(優遇抽選の対象者)

第3条 優遇抽選の対象者は、連続落選者とする。ただし、平成17年度に1回以上申込みをし、落選した者から適用することとし、平成18年度に引続き申込みする者の抽選口数は、2とする。

2 申込み年度の前年度に申込みがなかった場合は、優遇措置がない、1年度目の申込者とする。

(優遇内容)

第4条 連続落選年度数における抽選口数は次のとおりとする。

ただし、抽選口数は5年度目の5口(5個)を上限とする。

連続落選 年度数	交付される 同一抽選番号数	抽選口数
1年度目	1個	1口
2年度目	2個	2口
3年度目	3個	3口
4年度目	4個	4口
5年度目	5個	5口
⋮	⋮	⋮
n年度	5個	5口

(市営住宅抽選カードの交付)

第5条 申込者には、「市営住宅抽選カード」を発行し、申込みの都度落選年度数を確認するため、受付印を押印する。

2 市営住宅抽選カードを紛失等により再発行する場合は、新規に1年度目の申込者として取扱うものとする。

3 市営住宅抽選カードは、カードに記載されている申込者の死亡の場合に限り、配偶者のみが承継できるものとする。

4 市営住宅抽選カードは、函館市営住宅指定管理者が発行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月11日から施行する。